

一般廃棄物処理業許可（更新）申請書

令和 年 月 日

佐伯市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

印

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の規定により、一般廃棄物処理業の許可（更新）を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

範 事 業 围 の	収集、運搬、処分(最終処分を除く。)及び最終処分の区分	収集、運搬
	取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	家庭の多量ごみ(家屋内からの搬出を伴うもの)
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地		事務所 電話
		事業場 電話
事 業 の 用 に 供 す る 施 設 の 種 類 及 び 数 量		
業 務 の 区 域		
処 理 の 料 金		
事 業 開 始 予 定 年 月 日 (許可の更新を申請する場合は、記入不要)		年 月 日

営 業 概 要 説 明 書

業者名()

1 営業規程

(1) 収集運搬するごみの種類
家庭の多量ごみ(家屋内からの搬出を伴うもの)

(2) 営業時間

(3) 営業区域 佐伯市内一円

(4) その他

2 取扱料金

業 務 計 画 書(その1)

業者名()

1 収集運搬車一覧表

No	車体の形状	自動車 登録番号	最 大 積 載 量	所有者(又は使用者) の氏名又は名称	有効期間 満了日	付帯 設備

(注1) 「車体の形状」「自動車登録番号」「最大積載量」「所有者(又は使用者)の氏名又は名称」及び「有効期間満了日」欄は、自動車検査証に記載されているとおり記入してください。

なお、「所有者(又は使用者)の氏名又は名称」欄は、自動車検査証に所有者及び使用者とも記載されている場合は、使用者を記入すること。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン、コンテナ等がある場合に記入してください。

※ 2トン車まで。塵芥車(パッカー車)は対象外です。

業務計画書(その2)

業者名()

2 車両保管場所

[illegible]

業 務 経 歴 書

業者名()

開 業 年 月 日	年 月 日
年 月 日	主 な 経 歴
賞 罰	

備考

- 1 開業から現在までの主な経歴を記載すること。
- 2 取得している営業許可(廃棄物処理業以外の許可も含む。)については、その名称及び許可番号を記載すること。
- 3 会社パンフレット等で業務概要がわかる場合は、パンフレット等の提出で可とする。
- 4 基本方針の資格要件を証する書類(各許可証の写し等)を添付すること。

従 業 員 名 簿

業者名()

当該業務を行う従業員					
職 種	雇用形態	氏 名	年 齢	経験年数	備考

役 員 欄					
役 職	雇用形態	氏 名	年 齢	経験年数	備考

申 告 書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号に規定する欠格要件

- 1 (イ～チ) 法第7条第5項第4号イからチに該当する者
- 2 (リ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1に該当するもの
- 3 (ヌ) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記1に該当する者のあるもの
- 4 (ル) 個人で政令で定める使用人のうちに上記1に該当する者のあるもの

法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。))であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。))
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- ① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記欠格要件1から4のいずれにも該当しないことを確認のうえ申告します。

令和 年 月 日

所在地

名称及び

代表者名

(個人にあつては、住所及び氏名)

印

暴力団関係者でない旨の誓約書

私は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐伯市長 様

所在地 _____

名称及び
代表者名 _____ 印
(個人にあっては、住所及び氏名)

事務所、事業場、車両保管場所の所在地の見取図

業者名()

1 所在地住所

2 所在地付近の見取り図



※ 見取図は、佐伯市内に存在するすべての事務所・事業場・車両保管場所について、駅・バス・公共施設等を起点にわかりやすく作成してください。
市販の住宅地図の写しを使用しても構いません。

収 集 運 搬 車 両 の 写 真

業者名()

車輦登録番号		最大積載量	
前			後
左			右

- (注1)収集運搬車の両側面及び後面の計3カ所には、『佐伯市一般廃棄物処理業』と表示すること。
 (マグネット式プレート等の取り外し可能なもので良い。)
- (注2)すべての収集運搬車について、4方向(正面、後面、両側面)から撮影したカラー写真を貼付すること。
 (ナンバープレート及び『佐伯市一般廃棄物処理業』の表示〔3箇所〕が確認できるよう撮影すること。)

施 設 等 使 用 承 諾 書

当社(私)の所有する施設等について、下記のとおり使用することを承諾します。

1 使用目的

事務所 、 車両保管場所 、 収集運搬車

2 使用を承諾する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

3 使用する者

所 在 地
名 称
代表者名

〔 個人にあつては、住所及び氏名 〕

令和 年 月 日

承諾者(所有者)

所 在 地
名 称
代表者名

印

〔 個人にあつては、住所及び氏名 〕